

公 的 年 金 制 度 一 覧

○国民年金制度

(平成26年度末(平成27年3月末)現在)

区 分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成27年9月)	老齢基礎年金 支給開始年齢	
第 1 号 被 保 険 者	万人 1,742	万人 3,159	2.08	万円 5.7	兆円 3.6	兆円 7.2	兆円 [9.3]	4.2 [5.0]	円 15,590	65歳
第 2 号 被 保 険 者	3,884									
第 3 号 被 保 険 者	932									
合 計	6,558									
(参考) 公的年金加入者合計	6,713									

- (注) 1. 上記には、老齢福祉年金(受給者数0.1万人)を含まない。
2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給権者数等を加えたものである。
4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。なお、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.4万円である。
5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除し基礎年金勘定への繰入を加えた額である。
6. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と第1号・第3号被保険者の合計である。
8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出(実質的な支出総費用額から追加費用及び職域等費用納付金を控除し、被用者年金制度間の各種拠出金収入・支出を調整したもの)のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。
(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

○被用者年金制度

(平成26年度末(平成27年3月末)現在)

区 分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成27年9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成27年度)
厚生年金	万人 3,599	万人 1,542	2.33	万円 15.4	兆円 38.8	兆円 105.0 [136.7]	3.5 [4.1]	% 17.828	報酬比例部分 一般男子・共済女子61歳 厚年女子 60歳 坑内員・船員 60歳 定額部分 一般男子・共済女子65歳 厚年女子 64歳 坑内員・船員 60歳
国家公務員共済組合	106	69	1.53	20.1	2.0	7.1 [7.8]	4.9 [5.1]	17.278	
地方公務員共済組合	283	201	1.41	20.7	5.6	37.0 [42.5]	8.6 [9.4]	17.278	
私立学校教職員共済	52	13	4.01	20.2	0.5	3.6 [4.2]	8.2 [8.9]	14.354	
合 計	4,039	1,825	2.21	16.2	46.9	152.7 [191.1]	4.2 [4.9]		

- (注) 1. 厚生年金の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である。
5. 厚生年金の坑内員及び船員の保険料率は、17.936%である。また、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済の保険料率は、1～3階部分の保険料率である。なお、平成27年10月の被用者年金一元化以降の厚生年金(1・2階)部分に係る保険料率は、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合は17.278%、私立学校教職員共済は14.354%(ただし、一元化法附則の規定により13.557%に軽減)である。
6. 厚生年金の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
7. 積立金[時価ベース]には、一部、簿価で評価されたものを含む。
8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出(実質的な支出総費用額から追加費用及び職域等費用納付金を控除し、被用者年金制度間の各種拠出金収入・支出を調整したもの)のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。
(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)